○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市上秋月字小原二五一六の二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓字大木二九八四の一、二九八五、二九八六、二九八八、字久毛二九九四、二九九五、二九九七の二、三〇四四の二、三〇四五、三〇四七の一、三〇四八

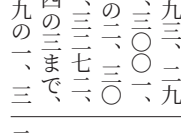
二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久毛三〇四五、二九九四・二九九五・二九九七の二・三〇四四の二・三〇四七の一・三〇四八・字大木二九八四の一・二九八五・二九八六・二九八八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町宇和川四一八、四四三、四七〇の一、四九〇、五九四の一、六一五の三、六四〇の二、六五二、六五五の二、六五六の三、六五九の五、肱川町大谷六七から六九まで、九〇の一、九一の一、九一の二、一九二、一九三、三七七、三八二、三八三、三九六、三九七、八七三、一五一八の一、一五二一、一五二二の一、一五二三の一、一五七三の一八、一五七三の二一、一五七八の一から一五七八の三まで、一六〇五の一、二〇六四、二〇六五の三、二〇七三の三、二〇七四の二、二〇七五の二、二〇七六、二〇八一の一、二〇八一の二、二〇八六、二〇八八の一から二〇八八の一〇まで、二〇九四の二、二〇九四の五、二〇九八の一、二一〇九の一、二一四九、二一五〇、二一五一の一、二一五二の一、二一五二の二、二一五六、二一六九、二一七〇、二一九三の一、二七四四、二七五四の一、二九八二の一、二九八三の一、二九八四の一、二九八八の一、二九八九の一、二九九〇の一、二九九一の一、二九九一の二、二九九二の一、二九九二の二、二九九三、二九九四の一、二九九五、二九九八の一、三〇〇一、三〇〇九、三〇一〇の一、三〇一〇の二、三〇二〇の一、三二六三、三二六八の一、三二七二、三二七三、三二七四の一から三二七四の三まで、三二七五から三二七七まで、三二七九の一、三二八〇の二、三二八七、三二八八の一、三二八八の二、三二九一、三二九四の一、三二九五、三二九六の四、三二九七の一、三三五九の一、三三五九の二、三三六一、三三六二、三三六五、三四六三、三四六四、三四七一、三四七二、三四七五の一、三七六〇の一、三七六一の一、三七六一の三、三七六二の一、三七六三の二、三七八三、三七八四の一、三八六八の一、三八六八の二、三八六八の四、三八六八の五、三八七一の一、三八七三、三八七四、三八七六の一、三八七六の三、三八八一、三九一六の一、三九一七の一、三九二五、三九二六の一、三九二八の一、三九二九の一、三九二九の二、三九三〇の四まで、三九三一の一、三九三二、三九三三の一、三九三八の一、三九三八の二、三九四九の一から三九四九の三まで、三九五七の一、三九五七の二、三九五八の一、三九五九の一、三九五九の二、三九六〇の一、三九六七の二、三九六八、三九七〇の一、三九七〇の三、三九七一から三九七三まで、三九七五の一、三九七九、三九八〇、四四七八の一、四四七八の三、四四八三、四四八五の一、四四八五の二、四四八七、四四八八の一、四四九六、四四九七の一、四四九七の三、四四九九、四五一一、四五一二の一、四五一三、四五一四、四五二一、四五二九、四五三〇、四五三二の一、四五三二の二、四五三六、四五三七、四五六〇の三、四五六七の二、四五七〇、四五七一、四五七二の一、四五七七の四、四五七七の六、四五七八の一、四五九五、肱川町西二、一一九、二〇七、二〇八の一、二〇八の二、二一五、二一六、二一九の四、二二一の五、二二〇、二二一の一、二二一の三、二二一の五、二四三の一、二四四、二四五の一から二四五の三まで、二五〇、二八一の一、二八五、二八六、二九〇、二九四の一、南宇和郡愛南町正木三〇〇一、三〇二四の一、三〇二五から三〇二七まで、三〇二八の一、三〇二九の一、三〇三〇、三〇三一、三〇三二の一、三〇三二の四、三〇三三、三〇三四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山字ナラオ一九三五の二、字金剛ノ三二二七、三二二九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字上柳迫一六五七の一、一六五八、一六五九、一六六〇の五、一六六五の一、字中柳迫一六七五、一六七八の一、一六七八の二、一六七九、一六八〇、字下柳迫一七〇四、一七〇五、字八瀬田一七二八の二、字清水元一七五〇の二、字経塚一七七九の一、一七八〇の一、一七八〇の四